

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少による負の連鎖を克服し、本県の地方創生の実現に向けて官民協働で取り組む高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の進捗状況の点検・検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体等に関する者
 - (2) 有識者
 - (3) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
 - 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 前条第1項に定める委員が委員会会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議は、前

条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。